

## 甲府市農業委員会 12月定例総会議事録

1. 日 時 令和4年12月27日（火曜日）午後2時00分から午後3時00分

2. 会 場 甲府市南公民館

3. 出席委員（18名）

会長・西名武洋 会長職務代理者・柿嶋 敦、米山 夫佐子

### 【農業委員】

1 番 渡邊 初男    2 番 小松 芳彦    4 番 池田 哲郎    5 番 落合 洋子  
6 番 關野 登    7 番 田中 由美    8 番 後藤 良仁    9 番 土屋 三千雄  
10 番 越石 和昭    11 番 小澤 博    12 番 山村 忠弘    13 番 雨宮 洋文  
14 番 末木 瑞夫    15 番 矢崎 正勝    16 番 塚田 泰英

### 【農地利用最適化推進委員】

1 番 佐々木 茂隆    2 番 萩原 斉    3 番 植田 泰    4 番 山本 光信  
5 番 平澤 友良    6 番 山本 俊一    7 番 杉原 正芳    8 番 松木 正治  
9 番 小池 厚    10 番 二宮 茂徳    13 番 齊藤 藤雄    15 番 若尾 忠昭  
16 番 亀井 智    17 番 池谷 幸男    18 番 長田 茂季

4. 欠席委員（1名）

### 【農業委員】

3 番 菊島 建

### 【農地利用最適化推進委員】（1名）

14 番 金丸 輝男

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事 務 局 長 中村 勝

農地係 係 長 清野 隆彦

係 長 青木 進

主 任 内藤 ひとみ

振興係 係 長 牧野 公治

6. 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について  
議案第5号 令和5年1月告示分農用地利用集積計画の承認について  
議案第6号 令和5年度農作業臨時雇賃金等標準額について

#### 報告案件

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
報告第2号 農地法第4条の規定による届出について（市街化区域届出）  
報告第3号 農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出）  
報告第4号 耕作土搬入届出について  
報告第5号 納税猶予に関する適格者証明願いについて  
報告第6号 農用地利用配分計画の解約について  
報告第7号 甲府市賃借料情報について

午後2時00分 開会

#### ○事務局（清野係長）

それでは、令和4年12月定例総会を始めます。

本日の総会は、農業委員定数19名中18名のご出席をいただき、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、甲府市農業委員会総会会議規則により、会長が議長を務め会議を進めて参ります。会長よろしく、お願いいたします。

#### ○議長（西名会長）

ただ今から、甲府市農業委員会12月定例総会を、農業委員会等に関する法律、並びに甲府市農業委員会総会会議規則により、会議を進めて参ります。

最初に、12月定例総会の議事録署名委員ですが、議席の順番によると、9番の土屋三千雄委員と、10番の越石和昭委員をお願いいたします。

今月も、引き続き新型コロナウイルス予防対策のため、時間短縮に努めて参ります。

先ほど事務局とも打ち合わせをした際に、すべての案件について事前の質問はないとの報告を受けておりますので、本来であれば議案内容について地元委員からのご意見、補足説明を求めるところですが、極力省略させていただき、議事の進行を行いたいと思います。

#### ○議長（西名会長）

それでは議案審議を始めます。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（内藤主任）

今月の第3条許可申請は、賃貸借が1件、有償移転が1件、ございまして、いずれも第3条の資格要件を全て満たしております。

議案書1ページの1番、地図は1ページの3条 NO.1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、賃貸人、賃借人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の〇〇は農道及び農地、〇〇は水路及び農地、〇〇は農地となっております。

賃借人は、申請地の〇〇側の農地で耕作しており、申請地を賃借し、〇〇したいとのことです。

賃借人の現在の経営面積は、〇〇ですが、賃借後は、〇〇となり、申請地には、〇〇を行う計画であります。

続きまして、議案書2番、地図は、2ページの3条 NO.2をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の〇〇は農地、〇〇は水路及び宅地、〇〇は甲府市道及び一級河川となっております。

譲受け人は、申請地を借地して耕作していましたが、これを取得し、〇〇したいとのことです。

譲受け人の現在の経営面積は、〇〇であり、申請地では、〇〇を行っております。以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第1号については、決定し、許可書の交付をまいります。

つぎに、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について審議いたします。  
事務局より説明して下さい。

○事務局（内藤主任）

今月の4条許可申請は、1件ございます。

議案書2ページの1番、地図は3ページの4条NO.1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、申請人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の〇〇は宅地、〇〇は農道及び水路、〇〇は農道及び農地、〇〇は甲府市道  
及び中央自動車道となっており、農地区分は、第2種農地と判断しました。

申請人は、土地の有効活用を図るため、申請地を一時転用により、水田から畑に転  
換する計画であり、転用後は、〇〇し、一時転用期間は、許可日から〇〇の計画であ  
ります。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告  
は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をして  
ください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第2号については、1000㎡以上で  
すので許可相当ということで県農業会議に諮問して参ります。

つぎに、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について審議いたします。  
事務局より説明して下さい。

○事務局（内藤主任）

今月の5条許可申請は、賃貸借が1件、ございます。

議案書3ページの1番、地図は4ページの5条NO.1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、貸し人、借り人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の〇〇は宅地、〇〇は農地、〇〇は農道となっており、農地区分は、第2種農地と判断しました。

借り人は、〇〇で〇〇していますが、〇〇の増加により、現在の〇〇が〇〇となり、新たな〇〇を探していたところ、申請地が、立地条件及び、利便性に適していることから、申請地を賃借し、新たな〇〇を建築したいとのことです。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。議案第3号についても、ご意見等はいただいておりますが、特別何かありましたらお願いいたします。

○玉諸地区（落合委員）

この土地は、〇〇にもなっていますので、〇〇ではないですが建築する時に〇〇してもらいたいです。

○議長（西名会長）

確かに〇〇ですね。この〇〇は〇〇して〇〇ますか。

○事務局（青木係長）

〇〇ではありますが、〇〇です。これから〇〇して〇〇すると聞いております。

○議長（西名会長）

はい、事務局のほうでこういう意見が出ましたと事業者に伝えてください。他にいかがですか。

○上曾根地区（小澤委員）

〇〇した分の〇〇の〇〇はどうなるんですか。

○事務局（青木係長）

事業者が〇〇し、〇〇するということになります。それで面積は少し〇〇ます。

○議長（西名会長）

他にはどうですか。

〈 質問・意見なし 〉

○議長（西名会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第 3 号については、1000 m<sup>2</sup>以上ですので許可相当ということで県農業会議に諮問して参ります。

つぎに、議案第 4 号 農地法第 5 条による許可後の計画変更について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（内藤主任）

議案書 4 ページの 1 番、2 番、地図は、5 ページの 5 条 計画変更、NO.1、NO.2 をご覧ください。

この案件は、今年 8 月の総会において、委員の皆様へ審議していただき、10 月に許可になった案件ですが、譲受人である、〇〇から、転用後、〇〇し、当初は、〇〇をそれぞれ〇〇してから、〇〇として、〇〇する計画でありましたが、〇〇の要望に応えるため、〇〇したい旨の申請が、譲受人からありましたので、今回、審議していただくものであります。

以上であります。

○議長（西名会長）

事務局からの説明が終わりました。

議案第 4 号についても、ご意見等はいただいておりますが、特別何かありましたらお願いいたします。

《 質問・意見なし 》

それでは、意見もないようですので、採決をいたします。

議案第 4 号農地法第 5 条による許可後の計画変更について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、この議案第 4 号については決定をして

参ります。

つぎに、報告第1号から第5号について、事務局より説明して下さい。

○事務局（内藤主任）

それでは、報告事項の説明をいたします。

5ページから10ページまでは、令和4年11月18日から12月16日までに受理しました、相続等の届出や、市街化区域における農地法4条、5条の届出、11ページは、耕作土搬入届出を掲載しております。

なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。

以上でございます。

○事務局（清野係長）

引き続きまして、報告第5号、納税猶予に関する適格者証明願について説明します。

議案書の12ページをご覧ください。

農地の所在、地目、面積及び申請者、相続人、被相続人については、議案書記載のとおりです。

本件につきましては、議案書の13ページに参考でありますとおり、9月に行われました定例総会において、既にご承認をいただいている案件でございますが、相続人から、ご承認いただいた〇〇につきましては、〇〇ということで、その農地についてだけ〇〇に〇〇をしたいとの申し出がありました。

〇〇については、9月にご承認をいただいたとおり引き続き耕作をしていくということですので、〇〇についての納税猶予に関する適格者証明書を、税務署に提出いたしますがご了承のほどよろしくお願いいたします。

○議長（西名会長）

事務局からの説明が終わりました。

報告第1号から第5号につきましては、報告事項ですので、ご了承願いたいと思います。

つぎに、議案第5号令和5年1月告示分 農用地利用集積計画についてと、関連がありますので、報告第6号 農用地利用集積計画の解約については一括して審議いたします。

それでは議案第5号及び報告第6号について、事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

それでは議案第5号の説明をいたします。

農地銀行を利用する案件は、新規設定 13 件、再設定 14 件、計 27 件の申し出がありました。

議案書 14 ページの表は、新規設定です。

甲運・玉諸・山城・中道北・中道南地区からの申し出があり、合計面積は 21,590 m<sup>2</sup>です。

中段の表は、令和 4 年度の目標面積 113,400 m<sup>2</sup>に対し、設定面積は 129,641 m<sup>2</sup>、達成率は 114%です。

続いて 15 ページの表は、再設定です。

玉諸・山城・中道北・中道南地区からの申し出があり、合計面積は 20,585 m<sup>2</sup>です。

中段の表、令和 4 年度の目標面積 280,700 m<sup>2</sup>に対し、設定面積は 143,559 m<sup>2</sup>、達成率は 51%です。

16 ページ 1 番から 21 ページ 13 番は新規設定です。

21 ページ 14 番から 26 ページ 27 番は再設定の更新です。

補足説明が必要となる、所有権移転、新規就農者の案件を読み上げさせていただきます。

新規就農者の案件を説明します。

18 ページ 6 番をご覧ください。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

借り手は、土地所有者の〇〇で〇〇歳の新規就農者です。市内農業法人にて〇〇を受け、親元就農することになりました。土地所有者の〇〇は〇〇をされていますが、今後は〇〇で農業経営を行います。将来的には借り手に農業経営を継承する予定とのことです。年間 300 日農業に従事する予定であり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

その他につきましては、議案書記載のとおりです。耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用し、耕作に必要な農業に常時従事しているなど、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

引き続き、農用地利用集積計画の解約の報告です。議案書 27 ページをご覧ください。

今月は 1 件の解約となります。解約の内容、理由は、記載のとおりです。

解約の届けが提出されましたので報告いたします。

以上でございます。

#### ○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。

新規就農者などが関係する案件若しくは特殊な案件について、原則、説明をいただくこととしております。

それでは、利用権設定の 6 番の案件について、山城地区 米山職務代理から補足説明



をお願いします。

○山城地区（米山職務代理）

基本的には事務局の説明のとおりです。〇〇をしております、農業に対する〇〇も感じられました。

以上です。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

地元委員より説明が終わりました。こちら事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別ありましたらお願いいたします。

《 質問・意見なし 》

それでは、採決をいたします。

議案第 5 号の案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員挙手 》

ありがとうございます。全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、議案 5 号の案件については、決定して参ります。

また、報告第 6 号については、報告事項ですので、ご了承いただきたいと思います。

つづいて、議案第 6 号 令和 5 年度農作業臨時雇賃金等標準額について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（牧野係長）

付議をさせていただきました「令和 5 年度 農作業臨時雇賃金等標準額（案）」について説明いたします。

農作業臨時雇賃金は、毎年見直しを行い、農家の方々にご提示しております。県内の他市町の令和 4 年度における金額の平均額及び 1 年前と最新の生鮮食品を除いた消費者物価指数の比率を考慮し、甲府市農作業臨時雇賃金等標準額（案）として本日の総会に議案として付議させていただきました。なお、金額は他市町と比べて大きな乖離はありませんでした。

内容につきましては、

稲作は

耕起・代かき	（山間地）	17,800 円
	（平坦地）	16,800 円
耕起	（山間地）	10,900 円
	（平坦地）	9,900 円

代かき	(山間地)	11,000 円
	(平坦地)	10,000 円
機械田植	(山間地)	11,500 円
(苗代別)	(平坦地)	10,500 円
稲刈機械	(バインダー)	11,100 円
脱穀機械	(山間地)	12,500 円
(ハーベスター)	(平坦地)	11,500 円
稲刈・脱穀 (コンバイン)		21,900 円

です

果樹 (せん定) は 12,300 円です  
ブドウの棚補修は 16,000 円です  
一般農作業は 8,100 円です

と、ご提示させていただきました。

以上、ご審議のほどをお願いします。

#### ○議長 (西名会長)

事務局から 説明が終わりました。

議案第 6 号は、例年通り事務局が他市町などに直近の賃金を確認し標準額を出したものです。こちらについても、特にご質問の報告は受けておりませんが、特別何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

それでは、採決をいたします。

議案第 6 号について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員挙手 》

ありがとうございます。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、議案第 6 号は決定しました。事務局には臨時雇賃金等標準額を公表し、農業委員会だより及び、農業委員会事務局のホームページへの掲載をお願いします。

つづいて、報告第 7 号 甲府市賃借料情報について 事務局より説明して下さい。

#### ○事務局 (牧野係長)

それでは令和 4 年に締結、公告された農地賃貸借契約における賃借料の平均額を報告します。

作物区分は、水稻、野菜、ナス、ブドウ、モモに区分させていただいております。

地域区分ごとの平均額は、

水稻は

旧甲府市（平坦地）	9,700 円
旧甲府市（山間地）	12,100 円
旧中道町	10,300 円
野菜（スイートコーンを含む）は	
旧甲府市（平坦地）	12,100 円
旧甲府市（山間地）	26,000 円
旧中道町	8,000 円
ナスは	
旧甲府市（平坦地）	9,600 円
旧中道町	8,700 円
ブドウは	
旧甲府市（平坦地）	15,100 円
旧中道町（山間地）	8,500 円
旧中道町	16,500 円
モモは	
旧中道町	11,000 円

でした。なお、申し上げなかった作物・地域区分、例えば、「水稻の旧上九一色村」については、令和 4 年中に賃借データで 5 件以上はありませんでしたので、他の地域をご参考にしてください。また、集計したデータは平均額の±70%を逸脱するデータを除いてあります。

以上で報告は終わります

○議長（西名会長）

事務局から 説明が終わりました。

この賃借料情報は、昨年の農地銀行の貸し借りの中で平均値を求めお知らせしています。報告ではありますが、皆様から、ご質問がありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

特にご質問等ないようなので、報告第 7 号については、報告事項ですので、ご了承いただきたいと思います。

以上で、予定している案件は全て終了しましたが、他に何かありましたらお願いします。

○甲運地区（小松委員）

〇〇から、〇〇という相談を受けていますが何か上手い対策はないでしょうか。

○議長（西名会長）

ひとつの参考として、私も〇〇したが、これによりこれまでは〇〇はなかったです。

○甲運地区（小松委員）

〇〇ですが、それでも〇〇してくれません。

○事務局（中村局長）

街路樹であれば、甲府市道であれば甲府市が、県道であれば県で、土地の所有者に  
お願いして対応します。

○玉諸地区（田中委員）

〇〇が、〇〇しているのであれば、最終的には〇〇しかないのではないのでしょうか。

○議長（西名会長）

これ以上〇〇が続くようであれば、農業委員や最適化推進委員が〇〇に入っていた  
だければと思います。

○甲運地区（小松委員）

はい。

○右左口・上九地区（柿嶋職務代理）

以前、〇〇がありました。その時は、〇〇に行って今後は〇〇と説明して納得して  
もらいました。

○議長（西名会長）

小松委員さんよろしいですか。

○甲運地区（小松委員）

はい、ありがとうございました。

○議長（西名会長）

次に平澤委員さんお願いします。

○里垣地区（平澤委員）

前回もお話した〇〇の関係ですが、賃料が〇〇になり〇〇ということから、借りて  
いた〇〇の内、〇〇しました。〇〇の方、〇〇について〇〇と〇〇を続けていますが、  
〇〇していません。

現在、ここに賃借料の情報も出ておりますが、これに比べると〇〇、このままいき  
ますと〇〇になってしまいます。逆にいうと近くに〇〇が広がっていて、そこに〇〇  
がくると今〇〇をしております。ぜひこの賃借料と比べて〇〇ということをお〇〇に説  
明し〇〇をしていただきたいと思います。

○事務局（青木係長）

〇〇の方には、甲府市の賃借料情報の表を持って行ってですね、〇〇を含めてこの

〇〇になっていると、〇〇をしていますが、なかなか〇〇ません。  
以上です。

○議長（西名会長）

この問題も〇〇ですけれども、〇〇したところでもあり、また今年の〇〇に〇〇としても〇〇をしているところがございます。その後〇〇してしまったという〇〇もありましたので、それを踏まえて再び〇〇として〇〇をしていきたいと思えます。

以上で、予定している案件は全て終了しましたが、他に何かありましたらお願いします。

《 特に無し 》

皆様のご協力で短時間で終わることができましたことに感謝いたします。

**【5. 総会閉会の宣言】**

以上をもちまして、12月定例総会を終了いたします。  
お疲れ様でした。

午後3時00分 閉会